

## 山梨県福祉サービス第三者評価機関認証要綱実施要領細目

山梨県福祉サービス第三者評価機関認証要綱実施要領(以下「実施要領」という。)の細目を次のとおり定める。

### (福祉、医療、保健業務の有資格者)

第1条 実施要領第4条第1号に規定する資格は、次の者をいう。

- (1) 医師、保健師、看護師、準看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員
- (2) (1)以外の資格で、推進機構がこれと同等と認める資格

### (組織の運営管理等業務を5年以上経験している者)

第2条 実施要領第4条第2号に規定する組織とは、常勤職員が20人以上の法人組織において法人の運営方針の決定に関与する役員、又は法人組織内の20人以上で構成される部署を統括する監督や管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関する業務に5年以上従事している者をいう。

### (調査関係機関等で調査業務や経営相談を5年以上経験している者)

第3条 実施要領第4条第3号に規定する5年以上経験している者とは、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の専門的な知識を有している者であって、当該業務を5年以上経験しているものをいう。

### (福祉、医療、保健、経営分野の学識経験者)

第4条 実施要領第4条第4号に規定する学識経験者とは、大学、短大、専門学校において、週1回以上講義を担当し、かつ福祉、医療、保健、経営分野の教育に5年以上従事している者をいう。

### 附 則

この細目は、平成17年6月20日より施行する。